

# 平成21年度愛媛県歳入歳出決算審査意見書



# 第 1 審 査 の 概 要

## 1 審 査 の 対 象

平成21年度愛媛県一般会計

平成21年度愛媛県特別会計

災害救助基金特別会計  
母子寡婦福祉資金特別会計  
中小企業振興資金特別会計  
農業改良資金特別会計  
国営農業水利事業負担金特別会計  
県有林経営事業特別会計  
林業改善資金特別会計  
沿岸漁業改善資金特別会計

公共用地整備事業特別会計  
港湾施設整備事業特別会計  
用品調達特別会計  
自動車集中管理特別会計  
公債管理特別会計  
市町村合併移行円滑化資金特別会計  
奨学資金特別会計

## 2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか
- (3) 会計事務は関係法規に基づき合法かつ適正に処理されているか
- (4) 財産の管理は適正になされているか

などの諸点に主眼を置き、平成21年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書、財産に関する調書、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び列月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

## 第 2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

平成21年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書（歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書）財産に関する調書の各計数は、証拠書類及び諸帳簿と符合しており、正確であると認められた。

また、第五次愛媛県長期計画後期実施計画において設定された5つの重点目標「愛媛の現在と未来を担う人材の育成」、「助け合い支え合う地域社会の構築」、「安全・安心で快適な暮らしの実現」、「再生と創出によるたくましい産業の育成」、「暮らしと産業を支える基盤の整備」を達成するため平成21年度に予算化された各種事業については、議決の趣旨に沿って執行されており、これに伴う会計事務や財産管理など財務に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

一般会計の決算を概観すると、歳入は、法人所得の減少や地方法人特別税の創設等の影響により県税が242億円余減少したものの、国庫支出金が453億円余、県債が162億円余それぞれ増加したこと等により6,420億9,484万円となり、前年度の5,951億8,205万円を469億1,279万円（7.88%）上回っている。

一方、歳出は、国の補正予算に対応して、雇用対策や健康長寿・子育て対策、産業振興対策等の経済危機対策を講じるなどした結果、6,371億6,765万円と前年度の5,905億9,958万円を465億6,807万円（7.88%）上回っている。

この結果、一般会計における形式収支は49億2,719万円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でも28億2,665万円の黒字となったが、前年度の実質収支28億3,727万円を差し引いた単年度収支では、前年度の1億298万円の黒字から1,063万円の赤字に転じている。

本県の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）をみる限り、いずれも「早期健全化基準」を下回っており、「財政健全化計画」を策定すべき段階には至っていないが、社会保障関係経費が増加する中、県税収入の減少などにより、依然として厳しい財政運営を余儀なくされている。

今後の行財政運営に当たっては、歳入の積極的な確保に、より一層努めるとともに、県民のニーズを的確に把握しながら、限られた財源と人的資源を最適に配分し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の選択と執行に厳正に取り組むことが強く望まれる。

これらの現状認識を踏まえた上で、以下、一般会計及び特別会計に係る決算審査意見を述べる。

## 2 審査意見

### (1) 一般会計の歳入について

#### ア 県税について

県税の収入済額は、法人事業税及び法人県民税が大幅に減少したこと等の結果、前年度の 1,502億円余に比べて 242億円余（16.11%）減の 1,260億円余となっている。

調定額に対する収入の歩合は、滞納者に対する財産等の差押への早期移行など、滞納整理の取組に努力が認められたものの 96.50%と、前年度（97.00%）より 0.50ポイント低下している。

また、収入未済額は 42億 3,600万円余と、前年度に比べて 3,100万円余（0.76%）増加している。

さらに自主財源である県税収入の歳入に占める割合は 19.63%と、前年度（25.24%）より 5.61ポイント低下している。

平成22年度は、企業収益は一部で改善しつつあるものの、個人消費は依然として低調であることなどから、税収の低迷が懸念されるところであるが、今後とも県民の納税利便性の向上を図りながら納税意識を喚起し、納期内納付の推進及び滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

#### イ 分担金及び負担金について

分担金及び負担金は 6,012万円余の収入未済があり、その全額が児童福祉施設入所措置に係る負担金で、前年度に比べて 440万円余減少しているものの、依然として多額である。

入所措置児童の保護者には、経済的に困窮している者や、制度への理解不足等から負担意識に欠ける者もあり、回収には困難を伴うところであるが、今後とも十分説明を行い理解を得ながら督促及び催告を励行し、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

#### ウ 使用料及び手数料について

使用料及び手数料は 367万円余の収入未済があり、そのうち 330万円余は子ども療育センターに係る使用料で、前年度に比べて 92万円余増加している。当センターを始め、収入未済を生じている各機関にあっては、今後とも納期内の収入確保及び滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

また、証明事務手数料について、証明事務等に係る手数料条例が改正されているにもかかわらず、改正前の手数料の額を徴収していた事例があったので、適正な徴収に努められたい。

[証紙収入]

## エ 財産収入について

### (ア) 収入未済額について

財産収入は 7,848万円余の収入未済があり、その全額が県営住宅貸付料で、前年度に比べて 35万円余増加している。

滞納となっている県営住宅貸付料の一部については債権回収業者にその回収業務を委託したり、悪質な滞納者に対しては法的措置も講じられているところであるが、今後とも納期内の収入確保を図るとともに、回収業務の受託業者とも協議し、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

また、県営住宅管理システムへの入力誤りにより入居者に対する誤請求があったので、県営住宅貸付料の算定に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。 [住宅貸付料]

### (イ) 生産物売払収入について

水稻等種子の売払処分にかかる収入調定が著しく遅延しているとともに、水稻等種子（原種、原々種）の実際の保管数量が生産品受払簿の記帳数量と一致しない事例があったので、適期に収入調定を行うとともに生産品の適正な管理に努められたい。 [農林水産研究所]

また、生産品の受入れ、販売等に係る事務について、内部統制上の不備が認められた機関が見受けられたので、その改善方策を検討されたい。 [県立学校、普及指導機関]

## オ 諸収入について

諸収入は 6億 4,471万円余の収入未済があり、その主なものは、地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金（3億 3,748万円余）や県税に係る加算金（8,212万円余）で、前年度に比べて 1,595万円余減少しているものの、依然として多額である。収入未済を生じている各機関にあっては、適切な債権管理に努めるとともに、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

## (2) 一般会計の歳出について

### ア 給与費等について

諸手当については、単身赴任手当（加算額）において交通距離の認定誤りにより過支給となっていた事例が見受けられたほか、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当等の支給において過不足の事例があった。

通勤手当においては、再度任用された職員の通勤手当について通勤届の提出がないまま支給していた事例等もあった。

また、現金支給する給与等について、給与資金前渡担任者の預金口座に入金後、著しく遅延して支給していた事例等があった。

職員一人ひとりが規則等を遵守するとともに、各機関においては支出の根拠となる認定や命令行為等を適切に行い、適正な事務処理に努められたい。

## イ 委託料について

- (ア) 業務や事業の委託契約について、予算要求時に委託事業費を積算していたにもかかわらず、千円単位に切り上げた委託料の予算額をもって予定価格としていた事例が少なからずあったほか、委託業務の一部が県の承諾がないまま再委託に出されていた事例、契約に定めた業務計画書や修繕計画書、業務完了報告の提出がなかった事例、完了確認検査が不十分な事例、検査調書を作成していなかった事例等が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。 [総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、警察費、教育費]
- (イ) 耐震改修工事に伴う仮設・移設工事設計業務委託契約の予定価格積算において、無償で行うことができる光ケーブル専用線移設分を積算に加えていた事例があったので、予定価格の積算に当たっては、委託業務の内容を的確に把握し、適正な積算に努められたい。 [教育費]

## ウ 工事請負費（需用費による修繕等工事を含む）について

工事請負費では、設計積算の軽微な違算が散見されたほか、設計や契約の変更手続、完了確認検査等に留意を要する事例が見受けられた。

[民生費、農林水産業費、土木費、教育費]

また、道路照明灯の電球交換の一部について、より経済的な電球等への交換を検討すべき事例があった。 [土木費]

なお、低入札や1者入札の事例については、その執行状況を十分検証されたい。 [農林水産業費、土木費、警察費、教育費]

今後とも工事の施工管理や完了確認検査、設計積算の違算防止に意を用いるとともに、より経済的な設計積算、工法の導入検討等を通じて、工事の質の向上が図られるよう望むものである。

## エ 負担金、補助及び交付金について

特別支援教育就学奨励費について、特段の理由もなく支給が遅延していた事例や、産休等代替職員設置事業費補助金について、補助の有効性の観点から改善を検討すべき事例があったほか、補助金の額の確定通知、事業内容の変更承認手続及び事業繰越承認をしていなかった事例、完了確認検査が不十分な事例が見受けられた。 [民生費、農林水産業費、土木費、教育費]

補助金事務・事業の執行に当たっては、補助の必要性や妥当性を十分検討するとともに、事業の実施状況等を的確に把握し、法令や補助金交付要綱等に則って、適正な処理を行うよう留意されたい。

## オ その他

- (ア) 平成21年10月に今治警察署管内で発生した容疑者逃走事件では、地域住民に多大な不安を与えるとともに、身柄確保までに多額の費用を要したことから、再発防止に向けた改善措置を講じるとともに、全職員に対して遵守すべき基本の励行はもとより、緊張感を持って職務を遂行するよう指導教育を徹底されたい。 [警察費]
- (イ) 四国タオル工業組合職員による統計調査票の不適正記入問題では、調査員報酬を県から国へ返還することとなったことから、再発防止に努められたい。 [総務費]
- (ウ) 公用車運転中の物損事故や火災事故の事例があったほか、機械警備装置のセット忘れや窓の未施錠の事例が見受けられたことから、職員に対する安全運転や防災・防犯意識高揚の徹底に一層努められたい。 [総務費、土木費、警察費、教育費]
- (エ) 物品の購入について、単価契約をして毎月納入させている物品の4月から8月までの購入代金を10月にまとめて支払っていた事例、4月に納入させた物品の購入代金を9月に支払っていた事例があった。 [教育費]
- また、郵便切手や農薬の不要不急の購入事例や、取得した物品を備品管理簿等に記載していなかった事例があったほか、携帯電話機の使用料について、基本使用料金の設定が使用実態に応じたものとなっていないため、不経済な支出となっていた事例があった。  
[総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、労働費、警察費、教育費]
- 各機関においては適期・適正な事務処理に万全を期するとともに、経費節減を再認識し、物品購入等の際にはその必要性を十分精査・検討して経済性の確保に努められたい。
- (オ) 公用車の車検や点検整備等の契約は、1台ごとの1者見積りによる随意契約方式で締結しているものが大半であることから、契約の公正性、透明性、競争性を確保するため、競争入札による年間供給契約等の検討が望まれる。
- (カ) 前渡資金の取扱や現金収納の事務手続について、執行時期の遅延など不適正な処理事例が見受けられたので、現金の取扱に当たっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。 [農林水産業費、警察費]

### (3) 特別会計について

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成21年度末の歳入不足額は21億8,653万円余と、前年度より3,916万円余悪化していることから、今後とも健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

その他の特別会計の実質収支は、黒字又は均衡が維持されているところであるが、収入未済が生じている母子寡婦福祉資金特別会計



(2億 3,100万円余) 中小企業振興資金特別会計(13億 1,300万円余) 林業改善資金特別会計(3,400万円余) 沿岸漁業改善資金特別会計(140万円余) 奨学資金特別会計(4,500万円余)については、今後とも適切な債権管理を行い、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

#### (4) 財産について

遊休県有地については、これまでも計画的に売却処分されてきたところであるが、有効利用の方策を多角的に検討しても、なお公用・公共用地としての利用が将来的に見込めないものについては、引き続き売却処分を進められたい。

職員住宅や独身寮については、これまでも統廃合や売却処分などが講じられてきたところであるが、なお入居率が低調なところも見受けられることから、職員のニーズを把握しながら、引き続き適切な活用・処分方策を検討されたい。

また、県の債権については、これまで述べてきたように、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層の努力が求められるところであるが、履行期限到来債権を保有している関係部局にあっては、横断的な回収方策等、より効率的で実効性のある方法を検討し、回収率の向上に努めるとともに、履行期限到来後、長期間経過し、回収の見込みが事実上皆無と考えられるものについては、適切な債権整理の措置を講じられたい。

#### (5) 情報処理について

平成20年度には県民経済計算の誤りが判明したが、平成21年度においても、前述のとおり県営住宅管理システムへの入力誤りによる県営住宅貸付料の誤請求や統計調査票の不適正記入問題があったほか、県民世論調査の集計誤りやホームページの掲載内容誤りもあった。

情報処理の誤りは、県民生活や行財政運営に重大な影響を及ぼす場合があることを厳に認識し、正確に処理されたい。

#### (6) 会計事務の適正な執行について

平成21年度の物品調達について関係人調査を実施したところ、預け金、一括払、差替えについては、新たな事例はなかった。

しかしながら、平成21年度に納入した物品の代金支払いを平成22年度予算から執行していた事例が一部の機関で見受けられたので、その原因を調査・分析し、発注や契約の手続、年度末から年度初めにおける会計事務処理等について改善策を検討されたい。

また、平成21年12月1日付けで「不適正経理の改善・再発防止策の実施について」が発出されたところであるが、平成22年度から作成・管理することとされた物品購入計画を作成していなかった機関が相当数認められたほか、物品調達業務や委託契約において契約事務担当者が完了確認検査を実施するなど、検査実施者が契約事務担当者より上位の者でなかった事例が見受けられたので、同通知の趣旨を更に徹底し、適正な会計事務の執行により一層努められたい。

## 第 3 決 算 の 概 要

### 1 予算に対する決算の状況

一般会計及び特別会計（15会計）の予算額に対する歳入歳出決算の状況は、次表のとおりである。

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出			歳入歳出差引残額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額に 対する比率 (B) / (A)	決 算 額 (C)	予算現額に 対する比率 (C) / (A)	予 算 残 額 (A) - (C)		
						翌年度繰越額		不 用 額
一般会計	684,185,630,000 円	642,094,835,500 円	93.85 %	637,167,647,500 円	93.13 %	35,837,099,000 円	11,180,883,500 円	4,927,188,000 円
特別会計	122,815,346,000	123,168,916,283	100.29	122,000,982,376	99.34	0	814,363,624	1,167,933,907

（注）本文及び各表の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入しており、その関係で合計と一致しない場合がある。

#### (1) 一般会計

歳入決算額は 642,094,835,500円 で、予算現額に対し 42,090,794,500円の減収となっており、収入割合は 93.85%となっている。

歳出決算額は 637,167,647,500円 で、予算現額に対する支出割合は 93.13%、予算残額は、翌年度繰越額 35,837,099,000円、不用額 11,180,883,500円となっている。

歳入歳出差引残額は 4,927,188,000円となっている。

#### (2) 特別会計

歳入決算額は 123,168,916,283円 で、予算現額に対し 353,570,283円の増収となっており、収入割合は 100.29%となっている。

歳出決算額は 122,000,982,376円 で、予算現額に対する支出割合は 99.34%、予算残額は不用額 814,363,624円となっている。

歳入歳出差引残額は 1,167,933,907円となっている。

## 2 決算額の前年度比較

歳入歳出決算額の前年度比較は次表のとおりである。

区 分		平成 21 年度 (A)	平成 20 年度 (B)	差引増減 ( ) (C) = (A) - (B)	増減 ( ) 比率	
					平成21年度 (C) / (B)	平成20年度
一 般 会 計	歳 入 決 算 額	642,094,835,500 円	595,182,052,318 円	46,912,783,182 円	7.88 %	1.26 %
	歳 出 決 算 額	637,167,647,500	590,599,575,897	46,568,071,603	7.88	1.01
	歳入歳出差引残額	4,927,188,000	4,582,476,421	344,711,579	7.52	25.67
特 別 会 計	歳 入 決 算 額	123,168,916,283	156,375,374,484	33,206,458,201	21.24	484.62
	歳 出 決 算 額	122,000,982,376	155,270,294,637	33,269,312,261	21.43	551.17
	歳入歳出差引残額	1,167,933,907	1,105,079,847	62,854,060	5.69	61.94

### (1) 一般会計

前年度に比べて、歳入は 46,912,783,182円 (7.88%)、歳出は 46,568,071,603円 (7.88%) それぞれ増加している。  
歳入歳出差引残額は、前年度に比べて 344,711,579円 (7.52%) 増加している。

### (2) 特別会計

前年度に比べて、歳入は 33,206,458,201円 (21.24%)、歳出は 33,269,312,261円 (21.43%) それぞれ減少している。  
歳入歳出差引残額は、前年度に比べて 62,854,060円 (5.69%) 増加している。

### 3 実質収支

実質収支の状況は次表のとおりである。

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額 (A)	642,094,835,500 円	123,168,916,283 円
歳 出 決 算 額 (B)	637,167,647,500	122,000,982,376
歳入歳出差引残額 (A) - (B) (C)	4,927,188,000	1,167,933,907
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	2,100,543,000	0
(繰越明許費繰越額)	( 2,009,203,000 )	( 0 )
(事故繰越し繰越額)	( 91,340,000 )	( 0 )
実 質 収 支 額 (C) - (D) (E)	2,826,645,000	1,167,933,907
前 年 度 の 実 質 収 支 額 (F)	2,837,273,421	1,006,924,847
単 年 度 収 支 額 (E) - (F)	10,628,421	161,009,060
前 年 度 の 単 年 度 収 支 額	102,979,030	1,894,929,225

#### (1) 一般会計

本年度の実質収支は 2,826,645,000円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度の 102,979,030円の黒字から 10,628,421円の赤字に転じている。

#### (2) 特別会計

本年度の実質収支は 1,167,933,907円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度の 1,894,929,225円の赤字から 161,009,060円の黒字に転じている。